安全対策

JICAは2017年11月に「安全対策宣言」を発表しました。 国際協力に従事する関係者が、安全に渡航し、安全に事 業を行い、安全に帰国できるよう、諸策に取り組む強い 決意を内外に宣言するものです。

国際社会における脅威の態様やレベルは日々刻々と変 化しています。近年では無差別テロや騒乱、凶悪犯罪、 交通事故などが大きな脅威となってきました。2019年

からは新型コロナウイルスの世界的流行という、新たな 危機事態にも直面しています。

JICAは組織を挙げて日々の安全対策に取り組んでい ますが、あわせて関係者の一人ひとりが危機管理意識を 高く持ち、安全対策を日々積み重ねることが重要です。 このための具体的な取り組みを一層強化しています。

新型コロナウイルスへの対応

1. 世界的流行拡大局面における関係者の防護

2019年12月に中国・武漢市での正体不明の肺炎とし て初めて報告された新型コロナウイルス感染症は、その 後、極めて速いペースで世界的に流行拡大していきまし た。そのため、未知のウイルスの疫学的特徴や医学的な 健康影響などが解明される前から、各国は国境の閉鎖や 厳格な水際対策、主要都市の封鎖(ロックダウン)などを 実施。多くの国際航空便が運航を見合わせる事態となり、 国際的な人の往来に極めて大きな障害が発生するように なりました。

このような状況のなか、JICAでは、2021年1月に中国 に派遣中の海外協力隊員が一時帰国。3月からは全世界 を対象に、基礎疾患所有者、高齢者、フィールドの最前線 で活動する海外協力隊員などに一時帰国していただく措 置を取りました。さらに、感染状況や出入国の障害を国 ごとに検証し、同年9月までに88カ国から約6,000名につ いて帰国措置を取りました。資金協力事業関係者の帰国 についても、相手国政府との調整や出国便の確保、第三 国国籍の技術者の出国などに関して支援を実施しました。

他方、在外拠点の所員は、安全と健康のための対策を 強化しながら、ローテーションを組んで現地に残留。帰 国した事業関係者の遠隔業務を支え、事業の継続性を確 保するとともに、関係者の早期渡航再開の準備にあたり ました。

2. 安全な渡航の再開と事業の推進

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、命と健 康に対する脅威だけでなく、経済・社会活動の停滞、雇 用、教育、貧困問題など、多くの悪影響をもたらしまし た。各国が国境を閉ざし、自国の政策を優先する機運が 高まる一方で、国際的な協調と国際協力によって、地球



ベトナム:同国南部最大のチョーライ病院の集中治療室。JICAは新型コロ ナウイルス感染に備え、各国の医療機関の状況を確認し、体制を整えたうえ で事業関係者の再渡航を進めている

規模の災禍に立ち向かっていくことの重要性も叫ばれる ようになりました。

こうした状況を背景に、JICAは、関係者の安全と健 康を確保しながら、渡航を伴う事業を力強く推し進めて いくため、独自の枠組みを検討、整備してきました。

第一に、新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止 の観点から、事業関係者が遵守すべき渡航上のルールを 定めました。まず、海外に渡航する関係者一人ひとりが 遵守すべき行動様式を示し、自律的・自制的な行動を促 すための「行動規範」を策定。すべての関係者は、渡航前 にその遵守に同意することが求められます。加えて、渡 航行程に関するルールや、事業サイトにおける感染防止 のためのガイドラインなども設定しました。

第二に、事業関係者の安全と健康を守るため、各国別 に体制を整備し、対応要領を定めました。事業関係者に 新型コロナウイルス感染の可能性が生じた場合、またそ の他の重篤な疾病傷病が発生した場合に、迅速かつ適切 に対応できるよう、各国で医療機関との連携体制を強化 し、体調不良時の対応要領を整備。条件が整った国・地

域から、事業関係者の再渡航を進めてきました。

第三に、徹底した渡航管理を行っています。JICAと 契約関係にある関係者の渡航は、安全管理部で一元的に 管理し、一件一件、安全と健康上の問題がないかを確認 しています。また、渡航中に、渡航先国や乗り継ぎ地で の出入国ルールや日本に再入国する際の水際対策が変更 となった際にも、関係者が的確な対応が取れるよう、連 絡体制を整えています。さらに、上記「行動規範」には、 日本政府が行う水際対策に真摯に従うことを定めており、 再入国後の隔離措置の徹底を含め、絶対にウイルスを持 ち込まない体制を保持しています。

こうした枠組みの下、2021年3月までに計99カ国に 対し、関係者の渡航を進めてきました。渡航再開となっ た国では、上記の対応体制、対応要領が機能しているか どうかを常時確認し、必要に応じて渡航を一時見合わせ るなど、きめ細かな対応を行っています。

安全対策の一層の強化

国際情勢は大きな変容を見せており、渡航者に対する 脅威のレベルや態様も常に変化しています。無差別に多 くの人を同時に殺傷することを目的とした襲撃型のテロ や爆破事案、誘拐・人質を目的とする標的型のテロ、武 装した集団や個人による強盗事案、女性を狙った暴行事 案など、海外渡航は常に危険と隣り合わせです。近年は、 国際紛争に起因する武力衝突や緊張状態、政情や選挙に より生じた治安情勢の悪化、群衆によるデモと治安部隊 との衝突などといった事案も頻発しています。

ハード・ソフト両面の防護能力を強化する

JICAでは、「自らの安全は自らが守る」を基本に、事 業関係者のセルフディフェンス能力の向上を図っていま す。その基本事項を『海外安全対策ハンドブック』に集約 し、事業関係者一人ひとりの安全意識の醸成、行動の変 容、セルフディフェンスの実践をサポートしています。

JICAとの直接の契約関係に基づいて派遣される事業 関係者に対しては、渡航前のセルフディフェンスに関す る研修受講を必須としています。また、法人との契約に 基づいて派遣される関係者や、資金協力事業関係者に対 してもオープンな研修を年12回実施しており、渡航前 の受講を推奨しています。新型コロナウイルス流行の影

3. 事業関係者に対する支援

このほか、事業関係者に対する安全対策情報の提供、 支援を行っています。JICAウェブサイトには、安全対策 のページを整備しており、事前に登録した事業関係者が、 各国別の安全対策措置や安全対策マニュアルなどにアク セスすることができます。新型コロナウイルスに関する 情報の充実も図っており、渡航再開国の一覧や、感染予 防・感染拡大防止の手引きなどを随時掲載しています。

また、事業関係者に対する新型コロナウイルス対応・ 対策に関する説明会、セミナーを延べ4,500人に対して 実施しました。事業関係者からの個別の照会に対しては、 各国の出入国や検疫措置、医療機関の情報なども提供し ています。入国手続きに付加的な手続きが必要な場合や、 商用便が再開していない国へ渡航する場合も、査証の取 得や航空便の確保が円滑に進むよう、事業関係者への支 援を行っています。



響を受け、2020年度前半は一部研修を見合わせました が、その後オンライン化して再開。合計9回の研修に、 425名が参加しました。

さらに、事業関係者を派遣する企業・団体の安全管理 部署や責任者を対象とした管理者向け研修も実施。 2020年度は合計5回の研修に101名が参加しました。

国際協力の現場では、事業サイトやプロジェクトの事 務所、専門家や海外協力隊員の住居などの安全対策も重 要です。治安上リスクが高いとされる地域で実施する規 模の大きい協力事業のサイトを対象に、2019年度より 「安全対策ガイダンス」を適用しています。必要なハード、 ソフトの安全対策を計画段階で明確化し、あらかじめ事 業計画、予算に計上。安全対策を事業サイクルに組み込 んで、計画的に対応する仕組みです。プロジェクト事務 所や関係者の住居についても、チェックリストを作成し、 必要な安全対策を行うことを励行しています。